

人員に関する基準

(注) 赤字はH23年度の改正に伴う変更点

	単独型	管理型	協力型	連携型
常に勤務する 歯科医師の人員基準	3名以上	2名以上	2名以上	1名以上
常勤歯科医師は1名以上必須				
歯科衛生士・看護師 の人員基準	常勤換算で、常に勤務する歯科医師と概ね同数又は当該年度に募集する研修歯科医と概ね同数 (歯科衛生士の配置: 必須)			
	指導歯科医数の 2倍 まで			
研修歯科医の同時受 入定員				
プログラム責任者の 配置	義務	義務	管理型に配属	管理型に配属

施設に関する指定基準(その他一部抜粋)

(注)赤字はH23年度の改正に伴う変更点

- 研修管理委員会の設置(単独型・管理型)
- 入院若しくは外来患者に対する全身管理の研修又は在宅歯科医療において主治の医師との連携を図った研修が実施できること。

※臨床研修施設群は、群に属するいずれかの施設で実施

- 当該医療機関の開設歴が3年以上であること
- 医療安全のための体制が整備されていること
- 無床診療所が単独型・管理型臨床研修施設になる場合には、原則として2年以上連続して臨床研修の実績があること

施設基準は各施設共通の事項と共通でない事項がある